

猶予の申請の手引き

札幌市

市税の猶予制度のあらまし

市税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、市税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、札幌市に申請することにより、財産の換価（売却）や差押えなどが猶予される制度があります。

1 換価の猶予

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合に、申請に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

2 徴収猶予

災害、病気、事業の休廃止などによって市税を一時に納付することができないと認められる場合などに、申請に基づいて納税が猶予される制度です。

猶予の効果

⇒ 換価の猶予が認められると…

- ① 札幌市から既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ③ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

⇒ 徴収猶予が認められると…

- ① 新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分が執行されません。
- ② 札幌市から既に差押えを受けている財産があるときには、申請により、その差押えが解除される場合があります。
- ③ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

○ この手引きの内容は、平成28年4月1日以降に行う猶予の申請について適用されます。

○ 申請書類や「猶予の申請の手引き」は、札幌市のホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/citytax/>）や市税事務所窓口で配布しています。

○ 詳細につきましては、お住まいの地区を担当する市税事務所納税課までお問い合わせください。【担当する地区】

中央市税事務所 札幌市中央区北2条東4丁目サッポロファクトリー2条館4階 TEL211-3913 【中央区】

TEL211-3081 【市外(東京23区除く)】

北部市税事務所 札幌市中央区北4条西5丁目アスティ45 9階

TEL207-3913 【北区・東区】

東部市税事務所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1 札幌市交通局本局庁舎2階

TEL802-3913 【白石区・厚別区】

南部市税事務所 札幌市豊平区平岸5条8丁目2-10 イースト平岸2階

TEL824-3913 【豊平区・清田区・南区】

西部市税事務所 札幌市西区琴似3条1丁目1-20 コトニ3・1ビル2階

TEL618-3913 【西区・手稲区】

東京事務所 東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館3階

TEL03-3216-5090 【東京23区】

手続の流れ

猶予を受けるための要件の確認

① 換価の猶予 (⇒3 ページ)

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内の申請により換価の猶予を受けることができます。

② 徴収猶予 (⇒16 ページ)

災害、病気、事業の休廃業などによって、市税を一時に納付することができないと認められる場合等は、申請により徴収猶予を受けることができます。

申請書等の作成・提出 (換価の猶予の申請の場合⇒4 ページ、徴収猶予の申請の場合⇒17 ページ)

「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に、必要な書類を添付して、担当の市税事務所に提出します。

- 「換価の猶予申請書」の書き方 …… 7 ページ
- 「徴収猶予申請書」の書き方 …… 18 ページ
- 「財産収支状況書」の書き方 …… 10 ページ

※上記の書式は、札幌市役所ホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/citytax/>) からダウンロードできます。

提出された申請書等の審査 (⇒4 ページ)

札幌市では、提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の承認・却下や、猶予を承認する金額・期間などの審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく必要があります。

猶予が承認された場合 (⇒4 ページ)

猶予が承認された場合は、札幌市から「猶予承認通知書」が送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

却下となる場合 (⇒4 ページ)

一定の場合には、猶予が承認されないことがあります。この場合には、札幌市から「猶予却下通知書」が送付されます。

完納

本税の全額が納付された場合は、延滞金の全部又は一部が免除されます。なお、延滞金の納付書が届いたときは速やかに納付してください。

猶予の取消し等 (⇒5 ページ)

一定の場合には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更や猶予期間の延長が認められることがあります。

I 換価の猶予

1 申請ができる場合

次の①から⑥に掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

なお、申請による換価の猶予を受けることができる市税は、**平成28年4月1日以後に納期限が到来する市税**に限られます。

- ① 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること（*1）
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること（*2）
- ③ 換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき市税の納期限から6か月以内に「**換価の猶予申請書**」が札幌市に提出されていること
- ⑤ 納付を困難とする金額があること
- ⑥ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（*3）

*1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においてもなお、市税を一時に納付することにより、事業を休止し、又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、市税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

*2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者がその市税を優先的に納付する意思を有していると札幌市長が認めることができることをいいます。

*3 次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

① 猶予を受ける金額が100万円以下である場合

② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合

③ 担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産（⇒8ページ）がないなど）がある場合

2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年（*）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、換価の猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

* 換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に担当の市税事務所に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請のための書類

換価の猶予の申請をする場合は、次の書類を担当の市税事務所に提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

- 「換価の猶予申請書」(書き方は、7～9 ページ)
- 「財産収支状況書」(書き方は、10～15 ページ)

(2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権の設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくは担当の市税事務所納税課にお尋ねください。

なお、担保を提供する必要がない場合(⇒3ページの*3)には、提出は不要です。

4 提出された申請書等の審査

札幌市では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、換価の猶予の承認・却下、猶予を承認する金額、期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

申請に必要な書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。

なお、札幌市から補正通知書が送付された場合において、補正通知書の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

札幌市の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容(一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等)について質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

*換価の猶予の申請があった場合、又は換価の猶予が承認された場合であっても、その猶予を受けようとする市税について督促状がまだ送付されていないときには、督促状が申請者に送付されますのでご了承ください。

5 猶予が承認された場合

換価の猶予が承認された場合には、「換価の猶予承認通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり、猶予を受けている市税を納付してください。

なお、札幌市での審査の結果により、①申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ承認される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により承認される場合、又は③申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により承認される場合があります。このような承認に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

6 却下となる場合

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を承認することができません。

なお、猶予の却下に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予の要件（⇒3ページの1の①～⑥）に該当しないとき。
- ② 申請者について強制換価手続（*1）が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために札幌市の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（*2）。
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（*3）。

- *1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。
- *2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。
- *3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が却下又はみなし取下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実（⇒16ページの1の①のイ～ホ）が生じたことにより徴収猶予を申請する場合などを除きます。）などが該当します。

7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

換価の猶予が承認された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予を受けている者について、「6 却下となる場合」（⇒5ページ）の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ② 猶予を受けている市税を「換価の猶予承認通知書」により通知された分割納付計画のとおり納付しないとき（*）。
- ③ 札幌市長が行った担保の変更等の命令に応じないとき。
- ④ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき（*）。
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が承認されたことが判明したとき。
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

- * 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。）が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。
やむを得ない理由がある場合には、担当の市税事務所納税課へご相談ください。

＜納付の手続について＞

現金に納付書を添えて、下記の納付場所で納付してください。

□全国の本支店および出張所で納められる金融機関

- ・北洋銀行、北海道銀行、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、北陸銀行、三井住友信託銀行

□全国のゆうちょ銀行および郵便局

(注)札幌市外のゆうちょ銀行および郵便局では、札幌市の郵便振替払込取扱票でのみ納付できます。

□北海道内の本支店および出張所で納められる金融機関

- ・北海道信用金庫、室蘭信用金庫、空知信用金庫、苫小牧信用金庫、北門信用金庫、北空知信用金庫、日高信用金庫、渡島信用金庫、旭川信用金庫、稚内信用金庫、留萌信用金庫、北星信用金庫、大地みらい信用金庫、遠軽信用金庫、北海道労働金庫

□札幌市内の本支店および出張所で納められる金融機関

- ・青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、七十七銀行、第四北越銀行、三菱 UFJ 信託銀行、みずほ信託銀行、北央信用組合、札幌中央信用組合、空知商工信用組合、ウリ信用組合、あすか信用組合、札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、新生銀行、北海道信用農業協同組合連合会、北海道信用漁業協同組合連合会

□市役所および各市税事務所（区役所では指定金融機関窓口のみでの対応となります。）

□札幌市東京事務所（東京都千代田区有楽町 2 丁目 1 0 - 1 東京交通会館 3 階）

□次のコンビニエンスストアの各店舗

（コンビニ収納用バーコードが印刷された納付書に限ります。なお、バーコード入りの納付書はモバイルレジを利用できます。）

- ・セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア 100、ファミリーマート、セイコーマート、ハマナスクラブ、コミュニティ・ストア、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、タイエー、MMK 設置店、ハセガワストア、ミニストップ、ポプラ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア一、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ

※ コンビニエンスストアで納付することができるのは、市・道民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）、固定資産税（償却資産分）及び軽自動車税です。

「換価の猶予申請書」の書き方

「財産収支状況書」(⇒10～11 ページ) を「換価の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

換価の猶予申請書										
札幌市長 様					平成28年 7月 5日					
申請者 住(居)所 札幌市中央区北1条西2丁目1-1 氏名 札幌 太郎 名称 法人番号										
地方税法第15条の6の2第1項(札幌市税条例第11条の3第2項)の規定により、下記のとおり換価の猶予を申請します。										
1 【猶予に係る徴収金を一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情】 会社員をしているが転職直後で収入が少なく、市税を期別に一時に納付すると生活できなくなるため。										
納付(納入)すべき金額	賦課年度 課税年度	税目	通知書番号	期別 (月)	納期限	督促状 発送年月日	税額	延滞金額	滞納 処分費	計
	H28 H28	市道民税(普)	1234567890	1期	H28.6.30		40,000	要		40,000
	H28 H28	市道民税(普)	1234567890	2期	H28.8.31		40,000	要		40,000
	H28 H28	市道民税(普)	1234567890	3期	H28.10.31		40,000	要		40,000
	H28 H28	市道民税(普)	1234567890	4期	H29.1.31		40,000	要		40,000
2 記のうち、換価の猶予を受けようとする金額(円)							160,000円			
換価の猶予を受けようとする期間					3 担保財産又は 提供することができない特別の事情					
平成28年 7月 5日 から					—					
平成29年 3月 31日 まで					日間					
納付(納入)方法及び金額	回数	納付(納入) 年 月 日	納付(納入)金額		回数	納付(納入) 年 月 日	納付(納入)金額			
	1	H28.7.31	10,000		7	H29.1.31	10,000			
	2	H28.8.31	40,000		8	H29.2.28	10,000			
	3	H28.9.30	10,000		9	H29.3.31	10,000			
	4	H28.10.31	10,000							

申請書を提出する日を記載します。

法人の場合は法人番号も記載します。

一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を具体的に記載します。

猶予を申請する時点で未納となっている市税全てを記載します。延滞金額欄は、市税を記載した時は「要」を記載します。

「納付(納入)すべき金額」の合計額から、「財産収支状況書」(⇒P10)の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

1

2

3

4

「猶予期間の開始日」から、「分割納付計画の最終日」を記載します。(日数は空欄で構いません)
※「猶予期間の開始日」は、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき市税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき市税の法定納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。

「財産収支状況書」(⇒P10)の「収入-支出(①-②)」欄の金額を毎月の納付可能基準額として、毎月の納付金額を記載します。
毎月定額の分割納付額から増額又は減額する月がある場合は、その増額又は減額する理由を「財産収支状況書」の「8 特記事項」に記載します。

1 「猶予に係る徴収金を一時に納付（納入）することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情」欄

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記載します。

《記載例》

個人で建設業を営んでいるが、売上の約50%を占めるA株式会社との契約が11月に終了したため、資金繰りが急速に悪化した。
現在は所有財産の売却などにより事業資金を捻出している状況であり、一時に納付することが困難である。

2 「上記のうち、換価の猶予を受けようとする金額（円）」欄

「納付（納入）すべき金額」の合計額から、「財産収支状況書」（⇒10～11ページ）の「現在納付可能資金額」の金額を差し引いた金額を記載します。

3 「担保財産又は提供することができない特別の事情」欄

猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。

ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産（⇒8ページ）がないなど）がある場合

この欄には、

- ・担保を提供する必要がある場合には、担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載します。
- ・担保を提供しない理由が上記①、②に該当する場合には、「—」と記載します。
- ・担保を提供しない理由が上記③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別の事情を記載します。

<担保として提供できる財産の種類>

地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分が容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- 1 国債及び地方債
- 2 社債その他の有価証券で札幌市長が确实と認めるもの
- 3 土地
- 4 建物、立木及び登記・登録される船舶、飛行機、回転翼航空機、自動車、建設機械で保険に付したもの
- 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- 6 札幌市長が确实と認める保証人の保証

《記載例》

(不動産を担保として提供する場合)

担保財産又は 提供することができない特別の事情
種別：土地、地目：宅地、地籍：120 m ² 所有者：札幌 太郎 所在地：札幌市中央区北1条西2丁目1-1

(保証人の保証を担保として提供する場合)

担保財産又は 提供することができない特別の事情
保証人の氏名：豊平 川太郎 保証人の住所：札幌市豊平区平岸5条8丁目2-10

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

担保財産又は 提供することができない特別の事情
担保として提供できる種類の財産を所有していないため。

4 「納付（納入）方法及び金額」欄

① 「回数」欄

1～12回の範囲内で、最も早く市税を完納できる回数を記載します。

② 「納付年月日」欄

猶予期間中の全ての年月日を記載します。

③ 「納付金額」欄

申請者の財産や収支状況からみて、猶予に係る市税を最短の期間で完納することができる合理的かつ妥当な金額を記載します。

「財産収支状況書」（10～11ページ）の「収入－支出（①－②）」欄の金額が、毎月の納付可能基準額となります。原則として、毎月の納付金額は納付可能基準額と同額としてください。

また、臨時的な収入又は支出がある月において、毎月定額の納付金額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、財産収支状況書（⇒10～11ページ）の「8 特記事項」欄にその増額又は減額した理由を記載してください。

* 収支の状況から判断して、分割納付の金額が合理的かつ妥当なものであると認められない場合は、分割納付金額の補正を求めること、又は猶予が認められない場合があるため、ご注意ください。

財産収支状況書の書き方

「財産収支状況書」は、「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に添付して提出する必要があります。ここでは、7ページの記載例の「換価の猶予申請書」に添付して提出する「財産収支状況書」の記載例を基に、書き方を説明しています。

財 産 収 支 状 況 書				平成28年7月5日現在
1	1 住所・氏名等	住所(所在地) 札幌市中央区北1条西2丁目1-1	連絡先	011-211-2292
	氏名(名称)	札幌 太郎	職業	会社員
2	2 生計を一つにする世帯員の状況			
	氏 名	続柄	職 業	氏 名
	札幌 花子	妻	パート	
3	3 経常的な収入及び支出の状況			
	(1) 今後の平均的な収入の見込金額 (月額)			
	種 類	金 額	内 容	
	<input checked="" type="checkbox"/> 給与収入(手取)	150,000	支給者(所在地) ㈱札幌商事(札幌市中央区北2条東4丁目)	
	<input type="checkbox"/> 年金収入(手取)		支給者	
	<input type="checkbox"/> 事業収入 事業内容		取引先	
		屋号	取引先	
	<input type="checkbox"/> その他			
	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯員の収入	40,000	世帯員名 札幌 花子	
			世帯員名	
	収入合計(①)	190,000		
	(2) 今後の平均的な支出の見込金額 (月額)			
	支 出 項 目	金 額	内 容	
	家賃・住宅ローン	50,000		
	水道光熱費	20,000		
	食費	30,000		
	医療費	10,000		
	通信費	15,000	2人分	
	保険料	10,000	生命保険5,000円、損害保険5,000円	
	通勤費	10,000		
	自動車税	10,000	分割納付	
	その他	25,000	衣服、家事用品費、ガソリン代等	
	支出合計(②)	180,000	収入-支出(①-②)	10,000
4	4 今後1年以内の臨時的な収入及び支出			
	収 入 (支 出) 項 目	金 額	収入(支出) 予定年月日	
	定期預金解約	30,000	8月	
	賞与	50,000	12月	

申請書を提出する日を記載します。

生活費を負担する世帯員がいる場合に、その負担額を記載します。

実際に支払った食費・家賃・光熱水費などの金額のうち、生活費として通常認められる支出(金額)の内訳を記載します。

毎月の分割納付の納付可能基準額となります。

5 5 資産状況

(1) 預貯金等の状況 (有・無)

金融機関等の名称	支店名	種類	金額	納付可能額	納付に充てられない事由
〇〇銀行	△支店	普通	150,000	0	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他【
××信用金庫	▽支店	定期	30,000	0	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input checked="" type="checkbox"/> その他【満期日H30 <input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他【
現在納付可能資金額				0	

(2) その他の資産の状況

種類	有・無	内容
保険 (生保・損保等)	有・無	(保険会社・保険の種類) 〇〇生命(生命保険)、〇〇損保(自動車保険)
不動産	有・無	(所在地) 札幌市〇区〇〇字〇(土地)
自動車	有・無	(車種・年式) 平成18年式 車種……
その他 (有価証券等)	有・無	

(3) 売掛金・貸付金等の状況 (有・無)

取引先等の名称・住所	種類	金額	回収予定日

6 6 負債の状況 (有・無)

取引先等の名称	種類	残額	月額返済額	返済終了(支払)年月
〇〇道税事務所	自動車税	120,000	10,000	平成29年6月

7 7 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年月	収入金額	支出金額	年月	収入金額	支出金額
平成 年 月			平成 年 月		
平成 年 月			平成 年 月		
平成 年 月			平成 年 月		
平成 年 月			平成 年 月		
平成 年 月			平成 年 月		
平成 年 月			平成 年 月		

8 8 特記事項

8月:定期預金解約により納付額を4万円に増額。
12月:賞与により納付額を5万円に増額。

□運転資金: おおむね1ヶ月以内の事業に係る支出に充てる必要があるときにチェックを付けます。
□生活費: 個人である場合で、おおむね1ヶ月以内に支出する生活費に充てる必要があるときにチェックを付けます。
□その他: チェックする場合は、その事情を具体的に記載します。

この欄の金額は直ちに納付に充てることのできる金額ですので、速やかに納付して下さい。

猶予を受けようとする金額が100万円未満の場合には、この欄は記載する必要はありません。

申請書に記載する納付計画について、毎月定額の分割納付額から増額又は減額する月がある場合、その増額又は減額した理由を記載します。

※各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載して提出してください。

1 「1 住所・氏名等」欄

住所、氏名等を記載してください。連絡先には、通常連絡のつく電話番号を記載してください。

2 「2 生計を一にする世帯員の状況」欄

納税者と生計を一にする配偶者その他の親族等の世帯員の氏名、続柄、職業について記載します。

3 「3 経常的な収入及び支出の状況」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

イ 「(1) 今後の平均的な収入の見込金額(月額)」欄

売上収入その他の経常的な収入を全て記載します。

納税者が個人の場合には、給与収入や報酬も含めて記載します。納税者と生計を一にする世帯員の中に生活費を負担している人がいる場合は、その負担額を「世帯員の収入」欄に記載します。

ロ 「(2) 今後の平均的な支出の見込金額(月額)」欄

① 事業に係る支出がある場合(法人、個人)

事業に係る支出がある場合は、仕入、給与、役員給与(人件費)、家賃等、諸経費、借入返済その他の支出を記載します。ただし、これらの支出は事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・ 不要不急の財産の取得のための支出。
- ・ 期限の定めのない債務の弁済のための支出。

② 生活費(個人の場合のみ)

納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費を記載します。

実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額のうち、生活費として通常認められる金額の内訳について、支出項目、金額を記載してください。

ハ 「収入ー支出(①ー②)」欄

「今後の平均的な収入の見込金額(月額)」の収入合計(①)から、「今後の平均的な支出の見込み金額(月額)」の支出合計(②)を差し引いた金額を記入します。

この金額が具体的な納付計画を立てる際の各月の「納付可能基準額」となります。換価の猶予申請書(⇒7 ページ)または徴収猶予申請書(⇒18 ページ)に記載する各月の分割納付金額は、原則としてこの納付可能基準額と同額としてください。

4 「4 今後1年以内の臨時的な収入及び支出」欄

今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額について記載します。

《記載例》

(臨時収入がある場合)

収入(支出)項目	金額	収入(支出)予定年月日
〇〇生命保険からの一時金	1,500,000	平成28年11月
△株式会社への貸付金の回収	200,000	平成28年12月

(臨時支出がある場合)

収入(支出)項目	金額	収入(支出)予定年月日
組立機械老朽化による新規購入費用	500,000	平成28年10月
電気設備の定期点検費用	200,000	平成29年5月
車検費用	100,000	平成28年10月

5 「5 資産状況」

この欄には、申請書を提出する日現在における財産の状況を記載します。

イ 「(1) 預貯金等の状況」

「有・無」の該当するほうに○を付けます。

① 金融機関等の名称	支店名	② 種類	③ 金額	④ 納付可能額	⑤ 納付に充てられない事情
〇〇銀行	△支店	普通	200,000	0	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他【 】
××信用金庫	▽支店	当座	150,000	0	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他【 】
株〇〇上場株式 50 株	—	—	100,000	100,000	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他【 】
⑥ 現在納付可能資金額				100,000	

- ① 「金融機関等の名称」「支店名」の欄には、申請書を提出する日現在の預貯金等がある金融機関の名称・支店名を記載します。また、上場株式などの売却が容易な財産の名称・数量も記載します。
- ② 「種類」欄には、預貯金について普通、当座、定期、貯蓄等の種類を記載します。
- ③ 「金額」欄には、申請書を提出する日現在の預貯金等の金額を記載します。
- ④ 「納付可能金額」欄には、③の金額のうち、直ちに納付に充てることができる金額を記載します。
- ⑤ 「納付に充てられない事情」欄には、預貯金等の額のうち、納付できない事情がある場合に、当てはまる事情にチェック (☑) を付けます。

「□ 運転資金」には、申請書を提出する日からおおむね1か月以内（以下「計算期間」といいます。）（*）の事業に係る支出（前記3ロ①）に充てる必要があるときにチェックを付けます。

「□ 生活費」には、納税者が個人である場合で、計算期間（*）に支出する生活費（前記3ロ②）に充てる必要があるときにチェックを付けます。

「□ その他」にチェックを付けた場合には、その事情を【 】内に具体的に記載します。

* 申請書を提出する日から1か月以内において、最も資金手当てが必要になる日までの期間とすることができます。

なお、納税者が収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ事業の継続又は生活の維持が困難となるときは、その所要資金の額も対象とすることができます。

⑥ 「現在納付可能資金額」欄には、「納付可能金額」欄の合計額を記載します。

「現在納付可能資金額」欄の金額は直ちに納付に充てることのできる金額であるため、速やかに納付してください。なお、納付がない場合は、猶予が却下となることがありますのでご注意ください。（納付方法については6ページをご覧ください）

□ 「(2) その他の資産の状況」欄

保険、不動産及び自動車など、所有している財産の種類、数量、所在地等を記載します。また、「その他（有価証券等）」欄には、国債、株式等の有価証券、敷金、保証金等の財産を記載します。

なお、「(1) 預貯金等の状況」欄に記載した財産については、この欄に記載する必要はありません。

《記載例》

種類	有・無	内 容
保険 (生保・損保等)	有・無	(保険会社・保険の種類) 〇〇生命 (生命保険)、〇〇損保 (自動車保険)
不動産	有・無	(所在地) 札幌市〇〇区〇〇 (土地、家屋)
自動車	有・無	(車種・年式) 業務用車両1台 (平成25年式 車種… ローン有)
その他 (有価証券等)	有・無	〇〇株式会社 未上場株式1株

ハ 「(3) 売掛金・貸付金等の状況」欄

「有・無」の該当するほうに○をつけます。売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所、種類、金額、回収予定日（手形の場合は支払期日）を記載します。「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。

6 「6 負債の状況」欄

「有・無」の該当するほうに○を付けます。取引先等の名称、種類、残額、月額返済額、返済終了(支払)年月を記載します。

- ① 「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記載します。
- ② 「返済終了(支払)年月」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。

《記載例》

取引先等の名称	種類	残額	月額返済額	返済終了(支払)年月日
□□リース	自動車ローン	240,000	20,000	平成29年6月
〇〇キャッシング	消費者金融	480,000	20,000	平成30年6月
〇〇銀行△支店	住宅ローン	9,600,000	80,000	平成37年5月

7 「7 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄

申請書を提出する日の直前1年間における各月ごとの収入金額、支出金額を記載します。

※ 猶予を受けようとする金額が100万円未満の場合には記載の必要はありません。

8 「8 特記事項」欄

申請書に記載の毎月定額の分割納付額が増額又は減額する月がある場合、その増額又は減額した理由を記載します。

《記載例》

(臨時的な収入) ・ 8月：不動産の売却による収入(〇〇円)のため増額。 ・ 9月：借入による入金(〇〇円)のため増額。 ・ 3月：貸付金(売掛金)の回収による入金(〇〇円)のため増額。	(臨時的な支出) ・ 2月：製造用機械の買替えによる支出(〇〇円)のため減額。 ・ 10月：家屋の修繕費(〇〇円)の支出のため減額。 ・ 6月：〇〇税の納付(〇〇円)のため減額。
--	--

II 徴収猶予

1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」という。）があること
 - イ 納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という）がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと（*1）
 - ロ 納税者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - ハ 納税者等がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - ニ 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと（*2）
 - ホ 納税者等に上記イからニに類する事実があったこと（*3）
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 「徴収猶予申請書」が担当の市税事務所に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（*4）

*1 市税の納期限前に災害等により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、市税が減免されることがあります。詳しくは、担当の市税事務所にお尋ねください。

*2 「事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前1年間（以下「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）をいいます。

*3 「上記イからニに類する事実」のうち、ニ（納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと）に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。

*4 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合（⇒3ページの*3）と同様です。

2 猶予期間

徴収猶予を受けることができる期間は、1年（*）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、徴収猶予を受けた市税について、申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付する方法によることを、札幌市長が定めることがあります。

* 徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に担当の市税事務所に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請のための書類

徴収猶予の申請をする場合は、次の書類を担当の市税事務所に提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

- 「徴収猶予申請書」
(書き方は、18～20 ページ)
- 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をする場合には、**猶予該当事実があることを証する書類**(* 1、2)
- 「財産収支状況書」(* 1)
(書き方は、10～15 ページ)

(2) 担保の提供に関する書類

担保の提供に関する書類については、換価の猶予の申請の場合 (⇒4 ページ) と同様です。

* 1 災害、病気等により納付困難となった場合 (1 の①のイ、ロ又はホ (イ又はロに類する事実に限ります。) に該当する場合) の徴収猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときには、担当の市税事務所納税課にご相談ください。

* 2 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは、担当の市税事務所納税課にお尋ねください。

- ① 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写しなど
- ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
- ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
- ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

4 申請等の審査などの手続

I 換価の猶予の「4 提出された申請書等の審査」から「7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮」まで (⇒4～5 ページ) の手続については、徴収猶予の申請があった場合にも同様となります。

徴収猶予申請書の書き方

「財産収支状況書」(⇒10~11 ページ) を「徴収猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

徴収猶予申請書											
札幌市長 様							平成28年 5月16日				
申請者											
住 (居) 所 札幌市中央区北1条西2丁目1-1											
氏 名 札幌 太郎											
法 人 番 号											
地方税法第15条の2第1項(第2項)(札幌市税条例第11条第1項(第3項))の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。											
1	【地方税法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実及び納付に係る徴収金を一時に納付(納入)することができない事情】 妻が平成28年2月に脳梗塞で倒れ、同月から3カ月〇〇病院に入院。治療費及び入院費として25万円の出費を余儀なくされ、一時に納付することができなくなった。										
2	納付(納入)すべき金額	賦課年度 課税年度	税 目	通知書番号	期 別 (月)	納 期 限	督 促 状 発送年月日	税 額	延 滞 金 額	滞 納 処分費	計
		H28 H28	固定資産税	1234567890	1期	H28.5.2		50,000	要		50,000
		H28 H28	固定資産税	1234567890	2期	H28.8.1		50,000	要		50,000
		H28 H28	固定資産税	1234567890	3期	H28.9.30		50,000	要		50,000
		H28 H28	固定資産税	1234567890	4期	H29.1.4		50,000	要		50,000
3	上記のうち、徴収猶予を受けようとする金額(円) 200,000円										
4	徴収猶予を受けようとする期間 担保財産又は担保を提供することができない特別の事情										
平成28年 5月16日 から 日間											
平成29年 2月28日 まで											
納付(納入)	回数	納付(納入) 年 月 日	納付(納入)金額	回数	納付(納入) 年 月 日	納付(納入)金額					
	1	H28.5.31	20,000	7	H28.11.30	20,000					
	2	H28.6.30	20,000	8	H28.12.31	20,000					
	3	H28.7.31	20,000	9	H29.1.31	20,000					
				0	H29.2.28	20,000					

申請書を提出する日を記載します。

法人の場合は法人番号も記載します。

猶予該当事実があったことにより、納税者が資金を支出し、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

猶予を申請する時点で未納となっている市税全てを記載します。延滞金については、本税を全額納付していない時は「要」を記載します。

「納付(納入)すべき金額」の合計額から、「財産収支状況書」(⇒P10)の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

「猶予期間の開始日(通常は申請書を提出する日※)」から、「分割納付計画の最終日」を記載します。(日数は空欄で構いません)
 ※次に掲げる場合はそれぞれの日が開始日となります。
 ・申請書を提出する日が猶予を受けようとする市税の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日。
 ・災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日に係らず、猶予該当事実が生じた日。

「財産収支状況書」(⇒P10)の「収入-支出(①-②)」欄の金額を毎月の納付可能基準額として、毎月の納付金額を記載します。
 毎月定額の分割納付額から増額又は減額する月がある場合は、その増額又は減額する理由を「財産収支状況書」の「8 特記事項」に記載します。

1 「地方税法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実及び納付に係る徴収金を一時に納付（納入）することができない事情」欄

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細、及び猶予該当事実があったことにより、納税者が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

なお、法定納期限（随時課税の場合は課税できることとなった日）から1年を経過した日以降に納付すべき市税の額が確定した場合には記載する必要はありません。ただし、やむを得ない理由に（*）により猶予を受けようとする市税の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載します。

* この場合の「やむを得ない理由」とは、その猶予を受けようとする市税を納付すべきことを知ったときから徴収猶予の申請書及び添付書類の作成のために通常必要と認められる期間（おおむね1か月程度）内に徴収猶予の申請書が提出されたことその他納税者の責めに帰することができないと認められる理由をいいます。

《記載例》

猶予該当事実の種類	「地方税法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実及び納付に係る徴収金を一時に納付（納入）することができない事情」
災害等	<p>平成27年9月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。</p> <p>店舗の床上浸水のため、復旧して営業を再開するまで10日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する50万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。</p>
病気・負傷	<p>平成27年9月に交通事故に遭い、同月から3か月間〇〇病院に入院し、その後も通院している。</p> <p>〇〇病院に治療費及び入院費として、平成27年9月から平成28年2月までの間に合計89万円を支払い、××生命保険から保険金26万円を受領しているため、差引金額である63万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。</p>
事業の休廃止	<p>近隣に大型店舗が進出したことにより、平成27年1月から9月までの売上が前年比70%減となるなど業績が著しく悪化したため、平成27年10月に従業員を全員解雇し、衣料品販売業を廃業した。</p> <p>廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失67万円及び従業員3人を解雇した際に支払った退職金の合計135万円を合わせた202万円が、猶予該当事実があったことによる支出又は損失となっている。</p>
事業上の著しい損失	<p>平成27年3月期は250万円の利益があったが、平成27年6月から主要取引先である〇〇社からの受注がなくなったこと等から、平成28年3月期は150万円の損失となってしまった。</p> <p>平成28年3月期の損失150万円のうち、平成27年3月期の利益金額250万円の2分の1の金額125万円を超える部分である25万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。</p>

2 「上記のうち、徴収猶予を受けようとする金額（円）」欄

「納付（納入）すべき金額」の合計額から「財産収支状況書」（10～11 ページ）の「現在納付可能資金額」の金額を差し引いた金額を記載します。

なお、災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を受けようとするときは、猶予該当事実があったことにより納税者が支出し、又は損失を受けた金額（*）が、猶予を認められる限度額となります。

* 支出又は損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を支出し、又は損失を受けた金額から差し引きます。

《記載例》

$$250,000 \text{ 円} - 50,000 \text{ 円} = 200,000 \text{ 円} \text{ (①)}$$

(納付すべき市税の合計額) (現在納付可能資金額) (納付を困難とする金額)

$$620,000 \text{ 円} - 320,000 \text{ 円} = 300,000 \text{ 円} \text{ (②)}$$

(治療費及び入院費) (受領した保険金) (猶予該当事実があったことによる支出又は損失)

$$300,000 \text{ 円} \text{ (②)} > 200,000 \text{ 円} \text{ (①)} \Rightarrow 200,000 \text{ 円}$$

(猶予該当事実があったことによる支出又は損失) (納付を困難とする金額) (この欄に記載する金額)

※ 「納付を困難とする金額」の方が「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額より大きい場合は、「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額を、徴収猶予を受けようとする金額としてこの欄に記載します。

3 「徴収猶予を受けようとする期間」欄

この欄には、「猶予期間の開始日」（*）から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

* 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

- 申請書を提出する日が猶予を受けようとする市税の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
- 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

4 「担保財産又は担保を提供することができない特別の事情」欄

この欄の記載方法については、「換価の猶予申請書」の「担保財産又は提供することができない特別の事情」欄の記載方法の説明（⇒ 8、9 ページ）と同様です。